

地方交付税制度の財源保障機能の堅持と充実に関する意見書

経済財政諮問会議は、2010年代初頭までにプライマリーバランスの黒字化を目指すとし、「歳出・歳入一体改革」を議論しており、また、経済財政担当大臣の中間取りまとめでは、「歳出削減」の一環として「歳出の大胆な削減、基準財政需要額の見直し、現在の基準を見直すことによる不交付団体数の増加を初めとする地方交付税制度の改革等を加速する」としている。さらに、総務大臣は、「地方交付税は6兆円の減額が可能」と試算しており、この歳出削減について、骨太方針2006の中に反映するとしている。

地方分権21世紀ビジョン懇談会では、地方交付税制度について、地方の職員配置基準を廃止・縮小するなど、地方交付税で財源を保障する機能を小さくしようとしており、大幅に簡素化して「人口と面積」で配分することに言及している。さらに、財政制度等審議会では、歳出削減の一環として地方交付税の法定率を引き下げる提言をする方針である。

地方交付税は、地方の固有財源であり、地方交付税制度を「改革」するに当たり、地方の代表者も入れずに行うことは許されることではない。また、地方交付税制度は、憲法で地方自治体に保障された「財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する」ことを実現するためのものであり、その削減は住民の暮らしや福祉のためのサービスを切り捨てるものである。

地方の事務の中で国が法律で義務づけているものは、消防や保育所など住民の暮らしに密接にかかわるものであり、その財源の保障を削るべきではない。

よって、国においては、下記事項を早急実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 地方交付税制度は、財源保障機能と財源調整機能をあわせ持つ制度として充実させること。
- 2 国の財政の歳出削減の一環として、地方共有の財源である地方交付税の一方的な削減はしないこと。
- 3 決定のプロセスに地方の代表者の参加を保障し、法定率の引き上げを含め地方交付税の充実を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年 6 月22日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
総務大臣	竹	中	平蔵	様
財務大臣	谷	垣	禎一	様
金融経済財政政策担当大臣				
	与	謝野	馨	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	扇		千景	様